

平成30年度

事業計画書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

公益社団法人 京都府医薬品登録販売者協会

平成30年度 事業計画

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

基本方針

急進展する医学、薬学の進歩、又少子高齢化社会への突入を迎え、登録販売者の置かれている社会的責務の重大性を十分に認識し、安全・安心な医薬品販売業者としての責務を全うする為、取り扱う医薬品等についての十分な知識を習得すると共に、順次、開発・販売される医薬品についてもまた十分に研修し、生涯教育の実を挙げ、一致協力して、次に掲げる協会の基本方針を忠実に実行しなければならない。

即ち、協会の公共性と社会的地位の向上を図る為、薬事に関する知識の普及啓発を行うと共に、公益社団法人としての自覚をもって、職能団体としての登録販売者の地位を向上させる活動を行い、さらに、登録販売者の職能を通じて府民の保健衛生の向上と薬業の進歩発展に寄与することを目的とする。さらに地域包括ケアシステムをはじめとして地域医療の促進には多職種間の連携が重視され登録販売者の積極参加が期待されており、一般用医薬品の販売実体を考慮すると「かかりつけ登録販売者」として広範囲な健康相談者であり、セルフメディケーションの支援者として相応しいと指摘されています。我々はそれに答えていく社会的責任を持っています。

事業計画

1. 登録販売者の資質及び職能の向上に関する事業（公益目的事業1-1）

- (1) 全日本医薬品登録販売者協会統一薬事講習会

(公社)全日本医薬品登録販売者協会が厚生労働省の後援により、都道府県毎に行なう講習会を、さらに内容を充実し、京都府・京都市と協力して、会員・非会員問わず全ての登録販売者の資質の向上を図る。

(事業内容) 10月、京都市内に於いて実施(90分)

講師：厚生労働省技官
京都府薬務課係官
京都市医務衛生課係官
学識経験者

(2) 基準講習会等

都道府県並びに政令指定都市主催の基準講習会を、京都府薬務課、京都市医務衛生課と協力し、登録販売者の資質の向上を図る。生活の高度化並びに多様化する消費者ニーズに対応する為、登録販売者として必要な薬事・薬学等の知識の向上を図るため、医学・薬学・生理学等の専門の講師を招き、より高度な講習会を開催する。

また、「セルフメディケーション税制」「危険ドラッグ」のように、よりタイムリーなテーマも臨機応変に取り上げていく。

(事業内容) 5月、京都市内に於いて実施(90分)

講師：京都府薬務課係官
京都市医務衛生課係官
学識経験者

(3) 登録販売者生涯学習研修会

(公社)全日本医薬品登録販売者協会研修委員会と学識経験者とで作成された、全国統一のカリキュラムで行なう研修会で専門性を高め、副作用等の情報伝達を徹底し、生活者のセルフメディケーションを補助し、地域のヘルスナビステーションとして寄与するために年6講座=5月1講座、8月2講座、10月1講座、12月2講座(540分)を開催し、より店頭販売実践研修にするため「医薬品の売り方等」のメニューも考慮する。

講師：学識経験者

(4) 消費者のための講習会および女性部研修事業

地域の消費者に向けてのセンターを活用した薬の正しい服用講習会を開くなど、医薬品の販売を通じてより一層府民の健康増進に寄与するものとする。

さらに、女性部が専門知識の蓄積向上に努める為、特別研修会を実施、さらに要請があれば老人ホーム、介護施設等に出張しての薬の正しい使用法をアドバイスする為

の研修会の実施と趣旨理解を深めるため薬務行政と懇談会の開催。

講師：学識経験者

(5) 店舗の自主点検と巡回指導による医薬品等の有効性、安全性の確認事業

店舗の設備、医薬品等の管理状況等を自主的に調査し、全店が府民にとって安心・安全な医薬品の供給者たるよう資格者全員が意識向上に努める。自主点検票作成にあたっては、京都府薬務課の指導を仰ぎ、登録販売者には回答を義務付けている。また、本年も店舗を有しない登録販売者への項目を加えて実施したい。

さらに、役員・理事を指導員とし、巡回指導にあたり、医薬品等が適正に管理され正しく販売されるよう充分なる指導に努め資質の向上を図る。なお、結果は京都府薬務課、京都市医務衛生課に例年通り報告する（各保健所へ届けます）。

2. 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及事業（公益目的事業1-2）

(1) 麻薬・覚せい剤・大麻、危険ドラッグ等薬物乱用防止、「薬と健康の週間」に関する事業

麻薬・覚せい剤、危険ドラッグ禍撲滅は今や全世界的緊急課題であり、京都府が実施される諸行事、京都府が制定された危険ドラッグ防止条例に積極的に協力することは勿論、府民に麻薬・覚せい剤、危険ドラッグの恐ろしさを徹底熟知させる為、街頭啓発運動を行い、啓発資料を店頭等においても繰り返し配布し、追放運動を高めていく。また、運動成就のため、他業界とも連絡を密にし、警察当局、各種関係団体等を交えて協議し根絶できるよう努める。

毎年11月、本会が全国に先駆けて実施してきた該当キャンペーン「ダメ・ゼッタイ」運動は、平成5年より国際麻薬乱用撲滅デー（6月26日）に合わせて行っているが、引き続き各団体とも協力し、京都府薬務課、京都市医務衛生課、京都府警本部と共に、四条河原町周辺に於いて麻薬・覚せい剤、危険ドラッグ禍撲滅を府民に訴えていきたい。秋に実施している薬物乱用防止府民大会はこれまで通り運動の中心となって実施していく。

(2) 医薬品適正使用普及啓発事業

京都府薬剤師会等と協調し、薬業団体連合会、京都府の行う「薬と健康の週間」行事に積極的に参加し、府民に正しい薬の使い方と健康の知識を普及啓発することに努めると共に、大衆薬の振興を図り、その正しい使い方を周知させることを通じ、府民の健康自主管理の知識を向上させるよう努める。

(3) 優良医薬品等の普及および流通の適正化事業

医薬品等の取扱いその他薬事に関する情報の収集および調査研究、書籍等の購入および学会への関係者派遣等により、情報的的確な収集と調査・研究・分析を行い、これらを登録販売者等の利用に供して、優良医薬品等の普及および医薬品による事故防止に努める。

(4) 医薬品等の販売姿勢の適正化の促進

京都府薬剤師会、京都府医薬品小売商業組合、各地区薬業会等と販売姿勢の適正化に関する意見交換を実施する等、経営安定に関する資料の収集を行い経営の改善及び安定化を図る。

(5) 献血に関する事業

エイズ、肝炎等の災禍にみられるように、今や国内に於ける純正なる血液の供給は重大なる社会問題である。本会は49年前より毎年集団献血を実施し、関係方面より高く評価されている、過去には日本赤十字銀色有功章、金色有功章、日本赤十字社社長近衛忠輝様より特別感謝状拝受、公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会として全国運動として取り組んできた献血運動は「昭和天皇記念献血推進賞」を皇太子殿下直々に拝受する栄にも浴しました。これからも尚一層全会員の協力を以って会員家族は勿論、近隣府民の方々に呼びかけ、人々の集まりやすいJR京都駅前で、7月に実施し十分な血液が確保できるよう努めます。

3. 京都府委託事業「薬草に親しむ会」開催（公益目的事業1-3）

(1) 「薬草に親しむ会Ⅱ、薬膳インストラクター養成講座」

平成27年より始まった薬膳インストラクター養成講座は3年の研修を終えて32名の卒業生が誕生京都府知事より3ヶ年の修了書と当協会から薬膳指導者認定証が授与されました。さらに半数以上の方がスキルアップ・維持のため薬膳実習をつづけられます。今年度は初級講座の受講者の募集と上級クラスの講座を開催します。各クラス年間約30時間に及ぶ研修をこなし、最少人数の落後者はあるものの勉強の成果を出されており京都府からもいい評価を頂いております。受講者の資格修得に向かう並々ならぬ意気込みが伝わってきます。また、薬草園での実習初級は日本新薬(株)山科植物資料館を利用させていただきます。さらに上級は当事業の講師でもあります山原條二先生が運営されております「花脊府民薬草の森」を現場実習の場として利用させていただきます。この事業の運営は、健康志向とくに健康長寿を目指して府民の健康を担う我々登録販売者が率先して事業実施したいと考えます。

(2) 薬草・生薬研修会

国民の健康志向の意識向上に伴い、薬草・生薬や漢方薬への関心も高まっている状況に鑑み、我々登録販売者もこれに充分対応出来るよう専門学識者を招き、あるいは会員相互の研究発表といった形で、本会研修センターおよび近隣の薬草園での実地研修を行い、一層の資質向上を図りたい。さらに薬膳学との関連学習をはじめ、ここでも健康志向とくに健康長寿を目指した研修と認知症と生薬についての学習も取り入れて、時代に合った研修会を実施したい。

4. セルフメディケーション税制に対する取り組み

～スイッチ OTC 導入拡大を目指す税制改正～

平成 29 年 1 月から導入された「セルフメディケーション税制」(以下、同税制)とは、具体的には、医療費控除の特例であり、「健康の維持増進及び疾病への予防」に取り組む国民が、平成 29 年(2017年)1 月 1 日以降にスイッチ OTC 医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用からシフトされた OTC 医薬品)の購入額が 1 万 2 千円を超えた場合には、その超える部分の金額について、医療費控除が受けられると言う制度である。しかしながら現在は恒久的なものではなく、2021年12月末日の期限立法である。

同税制の控除対象となる「スイッチ OTC 医薬品」は現在、1,555 品目で全体の約 25%である。毎年 6 月に対象品目は公表されるが、その後、対象品目リストが 2 カ月毎に更新されていくので、その内容は変化する。(追加だけでなく、当然、削除される品目も出てくる。)また、厚生労働省の指定した「スイッチ OTC 医薬品」の成分は、2015 年末時点で 82 成分に及ぶが、これらの成分も定期的に見直しが行なわれる予定である。

したがって、OTC を扱う薬店では、2017 年 1 月 1 日より同税制の運用に伴い、確定申告の際に同税制の適用に係る証明書類の発行が必要になってくる(POSレジならレシート等でも代用可)。

そこには(1)商品名(2)金額(3)当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨(4)販売店名(5)購入日が明記されていることが必要である。

(3)については対象医薬品が常時、更新されることから、店頭での煩雑な業務が増えることも懸念される。

そこで、公益社団法人 京都府医薬品登録販売者協会では、現在指定されている「セルフメディケーション税制対象品目一覧」と、当該医薬品に貼付するシール、同税制そのものの告知ポスター、と領収書と一体となった「販売証明書」を作成して、全加盟店へ送付した。更新されていく医薬品についてはホームページ上にて、お知らせしていくことにしている。同税制が目指すのは国民に対するセルフメディケーション(自主服薬)の啓発であり、OTC 医薬品の使用促進策である。これにより公的保険でカバーする医療に関する受診抑制策となれば、医療費の節約効果は大きい、と思われる。

厚生労働省が「健康サポート薬局・薬店」を推し進めようとする中で、「かかりつけ登録販売者」として、地域で奮闘する薬店を運営する登録販売者をはじめ、勤務登録販売者共々ますます自己研鑽に励み「セルフメディケーション」のエキスパートとなり、地域での存在感を発揮していくことが重要である。

5. 総会事業

(公社)全日本医薬品登録販売者協会総会

平成 30 年 5 月 24 日 (木) 東京都、全薬協会館に於いて開催

(公社)京都府医薬品登録販売者協会総会

平成 30 年 5 月 24 日 (木) 京都府立中小企業会館に於いて開催

6. その他事業

- (1) 新年大会 (平成 31 年 1 月 12 日 (土) グランヴィアホテル京都にて開催)
- (2) 会報「京薬協新年号」の発行 (年 1 回)、「会員通信」年 6 回発行
- (3) 賠償責任制度の加入促進 (店舗販売業者 A 会員は会費に含む、B 会員登録販売者には、僅かな掛金で加入できる安心の賠償責任保険制度を提供)

以上